田中保	麹町區飯田町四ノ三一鐵道官舍二八	木村萬一郎	川崎市下新田二七三 製材
中澤忠吉	麻布區笄町六〇 同	藤田七之助	川崎市東一ノ二二 紳電
野口榮治	本所區中郷業平四〇 中合	今村熊吉	同
安川匡美	本郷區帝大病院好仁會館部 同	川畑孝藏	横濱市鶴見區潮田二五二〇 石油
仁科周信	入新井町不入斗二三五川水道會社内 同	小林淺太郎	横濱市鶴見區潮田一三三三 同
田島米作	府下上十條一五八九 同	今村敏	横濱市中區西戸部町大松久保七二 染色
山崎耕	千住町本町四ノ一九 東革	蜻井治平	横濱市神奈川區鑄師町四九二 紳合
飯島武助	吾嬬町六ノ四 同	大川嘉	川崎市新川通五九 同
松本春治	龜戸町六ノ二二 紡織	横山富次	千葉縣市川町四東東葛友部聯合會 醸醸
山田重太郎	靜岡縣三島町傳馬町 同	武田吉之助	群馬縣碓氷郡板鼻三五八 同
赤松常子	東京芝區三田四國町二ノ一 同	武田吉治	千葉縣東葛飾郡中山町山門前 同
大越半忠	吾嬬町西二ノ九一 同	高橋龜太郎	横濱鶴見區市場町カスケード會社 同
岩崎一郎	川崎市具塚三三 同	磯山兵五郎	川崎市小向三八六 製網
齋藤義朗	府下大久保町西大久保五〇四 運友	大川梅三郎	川崎市小向三九八 同
玉井與助	神田區松永町一八 同	中西保太郎	川崎市南河原五二 同
森本耕	芝區白金志田町五四 同	大屋幸男	川崎市大島六七四 ヒメント
川田浩	大井町永神下二一四 同	松下熊四郎	川崎市大師河原五四〇 同
森一蓉	南多摩郡由井村西長沼大阪窯業會社八王子 紳鐵	金子市五郎	埼玉縣北足立郡草加町松江町五五 埠支
關日下德丸	神奈川鐵工組合氣付 同	吉澤定雄	群馬縣吾嬬郡中ノ條町九〇八 同
和田純之助	川崎市宮本町七一 同	佐野政吉	群馬縣前橋市代田六 前橋
由良多一郎	川崎市榎町四四 同	丹羽三之助	南千住町九〇〇 運輸
	川崎市大島一五一 同	青木遣	川崎市田町二一〇九 同
		小竹久雄	東京市麹町區飯田橋村田ガレーヂ 自動車
		日里多一郎	千住町三ノ一八四 水道

附錄

第五十九議會を通過せる勞働立法

勞働者災害扶助に關する諸法

法律第五十四號（昭和六年四月二日公布）

勞働者災害扶助法

第一條　本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス

一、土石砂鑛ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火藥類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ又ハ常時十人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ

二、土木工事又ハ工作用ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壞ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ

(イ)國、道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ直營工事

(ロ)鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者ガ其ノ事業ノ爲ニスル直營工事

(ハ)其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ

三、鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業

四、船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、鑛山若ハ土石砂鑛ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力ニ依ル起重機、降昇機具ノ他ノ揚重機ヲ用フルモノ又ハ常時十人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ

五、前各號ニ揭グルモノノ外危險ナル事業又ハ衞生上有害ノ虞アル事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

主務大臣ハ前項ノ規定ニ該當セザル土石砂鑛ヲ採取スル事業及岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ニ付地域ヲ限リ本法ヲ適用スルコトヲ得

第二條　事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ